

第3号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書一部公開決定通知書

神生総発第3102号

令和5年2月3日

北川 靖之 様

神奈川県警察本部長



令和5年1月30日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。
当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県公安委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	(請求の内容) 1 横須賀市 [] を所在地とする [] に 係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出のある営業所名称、営業者名（法人の場合は代表者を含む。）、営業種別の一覧（生活安全総務課のデータシステムにより検索した結果によるもの） 2 横須賀市 [] の [] [] に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出のある営業所名称、営業者名（法人の場合は代表者を含む。）、営業種別の一覧（生活安全総務課のデータシステムにより検索した結果によるもの） (特定した文書) 別紙記載のとおり
公開することができない部分及び理由	別紙記載のとおり
行政文書の公開の期日及び場所	令和 年 月 日午前8時30分から午後5時15分の間に、県政情報センター（県庁新庁舎2階）にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で事務担当課室まで御連絡ください。
时限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日 以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	生活安全部 生活安全総務課 電話番号 045-211-1212 内線 3048

- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入しております。
3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
4 「时限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入しております。